

自転車使用規定

第1条（目的）

この規定は、千代田ファイターズ（以下、「チーム」という）の活動参加時の自転車使用に関する事項を定めたものである。

第2条（自転車使用申請）

自転車を使用しチーム活動に参加される者は、自転車使用申請書をチームに提出し、申請日以降自転車でのチーム活動への参加行うことができる。

申請内容に変更のあった場合は、速やかにチームに再申請を行わなければならない。

第3条（使用における禁止事項）

自転車を運転する場合は、道路交通安全に関する法令に従って運転を行うとともに、以下に定める運転をしてはならない。

- ①傘を差しての運転
- ②天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるとき運転
- ③その他、道路交通法令が禁止している事項に該当する運転

第4条（使用申請の取消）

使用禁止事項に違反して事故を起こした場合は直ちに申請を取り消し、使用を禁止する。

その他、チームが使用不適切と認めた場合は申請の取り消し、使用を禁止することがある。

第5条（報告義務）

自転車使用者が事故を起こした場合は、直ちにチームに報告し指示に従わなければならない。

第6条（責任の所在）

自転車使用者が起こした事故については、チームは賠償責任を負わない。また、使用者自身の損害についても一切の補償を行わない。

自転車の駐輪については、学校ルールに則り決められた場所に駐輪する。なお、駐輪中における破損、盗難等の事故については、チームはその補填を行わない。

第7条（求償権）

自転車の使用者が事故を起こし、そのためにチームが損害を受けたときは、チームはその損害について使用者に賠償を請求する。

第8条（民間保険の加入）

自転車を使用する者は、民間の任意保険に原則加入しなければならない。

第9条（その他）

自転車使用申請にあたっては、上記各項による他使用する児童等への注意喚起

（附則）

本規定は平成28年2月27日より実施する。

自転車使用申請書

千代田ファイターズ 殿

自転車使用規定に同意し、自転車の使用を申請いたします。

申請日 令和 年 月 日

選手氏名

保護者氏名

印

住所

電話番号
